

# 大分県アスファルト混合物事前審査要領

平成24年 4月

大 分 県 土 木 建 築 部

大 分 県 農 林 水 産 部

## 目 次

第1条	目 的
第2条	適用範囲
第3条	用語の定義
第4条	審査機関
第5条	審査対象混合物
第6条	審査項目
第7条	申請手続き
第8条	確認試験の実施
第9条	審査及び合否判定
第10条	認定証の発行
第11条	自主管理と品質確保
第12条	不合格の再審査
第13条	認定証の有効期間
第14条	認定証の返却
第15条	混合所への立入調査
第16条	改善通知
第17条	認定証の管理
第18条	事前審査費用
第19条	大分県以外の事前審査制度
第20条	その他

(目的)

第1条 本要領は、大分県で製造される加熱アスファルト混合物（以下、「一般混合物」という。）及び再生加熱アスファルト混合物（以下、「再生混合物」という。）の事前審査制度に関する運用について定めたものである。

本制度の運用により発注者、施工者及びアスファルト混合物製造者の業務の合理化、省力化並びにアスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、大分県土木建築部及び農林水産部が発注する、一般混合物及び再生混合物の使用材料、配合設計試験練り及びアスファルト混合物製造の自主管理等についての事前審査に適用する。

2 アスファルト混合物事前審査に関する基本事項は、本要領によるものとする。

(用語の定義)

第3条 事前審査

事前審査とは、アスファルト混合物製造所（以下、「混合所」という。）で製造されるアスファルト混合物（以下、「混合物」という。）の品質等について、審査機関が本要領の定めに基づき事前に審査し、確認することをいう。

2 審査機関

審査機関とは、第4条に定める機関で、事前審査の運営及び確認試験に係る業務を行う。

3 審査及び合否の判定

審査及び合否の判定とは、混合所から提出された資料に基づき、混合物の品質について審査機関が審査し、その結果をもって合否の判定を行うことをいう。

4 認定証

認定証とは、前項の「審査及び合否の判定」に基づき、品質の確認された混合物に対し審査機関が通知した認定証（アスファルト混合物事前審査制度）のことをいう。

(審査機関)

第4条 審査機関は、(財)大分県建設技術センター（以下、「審査機関」という。）とする。

(審査対象混合物)

第5条 審査対象混合物は、別表－1に示す混合物のほか、大分県が必要と認めた混合物とする。

(審査項目)

第6条 事前審査における審査項目は、混合物の品質等に係わる事項で、使用する材料、混合物の配合設計を対象とし、審査項目は(1)、(2)に示し、その基準値等は(3)に示す。

(1) 一般混合物

① 混合物に使用する原材料(砕石、砂、石粉、アスファルト等)の基準試験結果。

砕石、砂の材料試験の結果については、公的試験機関または公的試験機関を補完する試験場として指定された機関が発行したものに限る。

② 混合物の室内配合設計結果及び現場配合設定結果(配合比率、粒度、設計アスファルト量、マーシャル特性値、理論最大密度、基準密度、混合温度及び必要に応じて動的安定度、透水係数等)。

③ 混合物の確認試験、追加試験結果(マーシャル特性値、密度、粒度、アスファルト量及び必要に応じて動的安定度等)。

(2) 再生混合物

① 補足材等(再生骨材、砕石、砂、石粉、新アスファルト、再生用添加剤等)の基準試験結果。

砕石、砂の材料試験の結果については、公的試験機関または公的試験機関を補完する試験場として指定された機関が発行したものに限る。(再生骨材は自主管理したものとする。)

② 再生骨材についての材料試験結果(粒度、旧アスファルト量、旧アスファルトの針入度、洗い試験による損失量等)。

③ 再生混合物の室内配合設計結果及び現場配合設定結果(再生骨材配合率、粒度、再生アスファルト設計針入度、回収アスファルトの針入度、回収アスファルト量、新アスファルト量、添加剤添加量、設計再生アスファルト量、マーシャル特性値、理論最大密度、基準密度、混合温度及び必要に応じて動的安定度等)。

④ 再生混合物の確認試験、追加試験結果(マーシャル特性値、密度、粒度、アスファルト量及び必要に応じて動的安定度等)。

(3) 基準値等

上記(1)、(2)で規定する審査項目の基準値等は、「大分県土木工事共通仕様書」、「大分県土木工事の施工管理基準及び規格値」及びJIS規格に準拠する。

また、混合物の確認試験及び追加試験の判定基準は、本要領第9条に定める。

(申請手続き)

第7条 申請手続きは、次のとおりとする。

(1) 受付

事前審査の申請受付期間は、年間を通してそのつど審査機関が定めるものとする。

(2) 申請回数

事前審査の申請回数は、1混合所当たり、年1回を基本とする。但し、特別な事由のある場合は、予め審査機関の長に届け出て申請を行うことができるものとする。

(3) 申請書類の提出

申請者は、審査機関が定めた「大分県アスファルト混合物事前審査申請書」を審査用書類と共に審査機関に提出する。

(4) 審査用書類の作成及び提出

申請者は、申請混合物ごとに次に定める審査用書類を審査機関に提出する。

①一般混合物の申請

- 1) 使用骨材試験成績表、使用アスファルト試験成績表
- 2) アスファルト混合物配合設計書
- 3) アスファルト混合物現場配合設定書

②再生混合物の申請

- 1) 再生混合物用骨材試験成績表、再生アスファルト試験成績表
- 2) 再生混合物配合設計書
- 3) 再生混合物現場配合設定書

③混合所の概要

(5) 確認試験用供試体の作製及び送付

申請者は確認試験用供試体を作製し、審査機関に送付する。

(確認試験の実施)

第8条 審査機関は、申請混合物の確認試験を、次に示す要領で行う。

- (1) 確認試験は、申請混合物全てについて行う。
- (2) 確認試験の結果に疑義が生じた場合には、審査機関の長の判断により再度、追加試験を行うことができる。
- (3) 確認試験用供試体の試験項目及び試験方法は、次のとおりとする。

①マーシャル安定度試験及び密度試験

(社)日本道路協会編「舗装調査・試験法便覧(以下、「試験法便覧」という。) B001 ㊦ マーシャル安定度試験方法」及び「B008 ㊦ アスファルト混合物の密度試験方法」に準拠する。

②アスファルト抽出試験

試験法便覧「G028 ㊦ アスファルト抽出試験方法」に準拠する。

③抽出後の骨材ふるい分け試験

試験法便覧「A003 ㊦㊧ 骨材のふるい分け試験方法」に準拠する。

④ホイールトラッキング試験

試験法便覧「B003 ㊦ ホイールトラッキング試験方法」に準拠する。

- (4) 確認試験用供試体の種類、個数及び質量は次のとおりとする。
- ①マーシャル安定度試験及び密度試験用供試体：各混合物1種に対し3個。
  - ②抽出試験用混合物試料：1,000 ～ 1,100 g / 1試料当たりとし、1混合物につき3試料。
  - ③ホイールトラッキング試験用供試体：耐流動混合物申請者に限る。混合所で作製したホイールトラッキング試験用供試体3個。
- (5) 確認試験用材料及び混合物のサンプリング方法は、次のとおりとする。
- ①材料（ホイールトラッキング試験用供試体の作製用）
    - 1)粗骨材：現場配合率による必要量採取。
    - 2)細骨材：現場配合率による必要量採取。  
(バッチ式の場合はホットビンから、連続式の場合はコールドビンから採取。)
    - 3)石粉：石粉サイロ、石粉エレベータ又は石粉計量ビンのいずれからか現場配合率による必要量を採取。
    - 4)ダスト：回収装置より採取。
    - 5)バインダー：アスファルトタンクから現場配合率による必要量を採取。
    - 6)その他：現場配合率による必要量を採取。
  - ②混合物（マーシャル安定度試験及び密度試験供試体作製用、抽出試験用）  
混合所で混合した現場配合の混合物について、試験法便覧「G026 ⑤ アスファルト混合物のサンプリング方法」に準拠し、サンプリングを行う。
- (6) 確認試験用供試体の作成方法は、次のとおりとする。
- ①マーシャル安定度試験及び密度試験用供試体は、本条（5）によりサンプリングした混合物を用い、試験法便覧「B001 ① マーシャル安定度試験方法」に準拠し、作製する。
  - ②抽出試験用試料は、本条（5）によりサンプリングした混合物を用い、試験法便覧「G028 ① アスファルト抽出試験方法」に準拠し、試料を準備する。
  - ③ホイールトラッキング試験用供試体は、本条（5）によりサンプリングした材料を用い、試験法便覧「B003 ① ホイールトラッキング試験方法」に準拠し、作製する。
- (7) 確認試験用供試体等の梱包方法は、次のとおりとする。
- ①マーシャル安定度試験及び密度試験用供試体は、輸送中に変形あるいは崩壊しないように適切な仕切り、または緩衝材を設け、まとめて梱包する。
  - ②抽出試験用混合物試料は、放冷した後、試料の全量を適当な大きさの袋にそれぞれ入れ、まとめて梱包する。
  - ③ホイールトラッキング試験用供試体は、輸送中に変形あるいは崩壊しないように厚手の合板等で仕切りまたは緩衝材を設け、まとめて梱包する。
- (8) 確認試験用供試体及び試料は、次に示す方法により明記し、梱包した状態で審査機関に持ち込む。
- ①マーシャル安定度試験及び密度試験用供試体は、各供試体の表面に混合物記

号を直接記入、または貼付する。

②抽出試験用混合物試料は、試料毎に袋詰めし、混合物記号を記入した用紙を袋の中へ入れるか、または袋の表面に直接記入、または貼付する。

③ホイールトラッキング試験用供試体は、供試体の表面に、混合物記号と供試体作製時の転圧方向を直接記入、または貼付する。

(9) 確認試験結果の算出は、次に示す方法で行うものとする。

①マーシャル安定度試験は、1混合物に対して供試体3個の試験を行い、その平均値とする。

②抽出試験は、1混合物に対して試料3個の試験を行い、その平均値とする。

③ホイールトラッキング試験は、1混合物に対して供試体3個の試験を行い、その平均値とする。

(審査及び合否判定)

第9条 審査機関は、本要領第6条に定める審査項目について、次に示す判定基準により審査を行い、審査機関の長が合否の判定を行う。

(1) 一般混合物

①粒度及びアスファルト量 (確認試験用試料)

・現場配合の粒度に対して

加熱アスファルト安定処理混合物 : 2.36mm ; ±8.5% 75 μ m ; ±5.5%

加熱アスファルト混合物 : 2.36mm ; ±7.0% 75 μ m ; ±0.0%

・現場配合のアスファルト量に対して

加熱アスファルト安定処理混合物 : -0.7%以上

加熱アスファルト混合物 : ±0.5%

②マーシャル安定度試験基準値 (確認試験用供試体)

「大分県土木工事共通仕様書」で規定するマーシャル安定度試験基準を満足すること。

③ホイールトラッキング試験の基準値 (確認試験用供試体)

ホイールトラッキング試験は、必要に応じ実施する。

耐流動性アスファルト混合物

動的安定度 (DS値) : 3,000回 / mm以上

ポーラスアスファルト混合物

動的安定度 (DS値) : 4,000回 / mm以上

グースアスファルト混合物

動的安定度 (DS値) : 300回 / mm以上

(2) 再生混合物

①再生骨材 (配合設計時試験データ)

・旧アスファルト含有量 : 3.8%以上

・旧アスファルトの針入度(25 1/10mm) : 20以上

・洗い試験で失われる量 : 5%以下

②再生混合物の粒度及びアスファルト量（確認試験用試料）

・現場配合の粒度に対して

再生加熱アスファルト安定処理混合物：2.36mm；±8.5% 75μm；±8.5%

再生加熱アスファルト混合物：2.36mm；±7.0% 75μm；±8.0%

・現場配合の再生アスファルト量に対して

再生加熱アスファルト安定処理混合物：-0.7%以上

再生加熱アスファルト混合物：±0.5%

②再生混合物のマーシャル安定度試験基準値（確認試験用供試体）

「大分県土木工事共通仕様書」で規定するマーシャル安定度試験基準を満足すること。

③ホイールトラッキング試験の基準値（確認試験用供試体）

ホイールトラッキング試験は、必要に応じ実施する。

耐流動性アスファルト混合物

動的安定度（DS値）：3,000回/mm以上

（認定証の発行）

第10条 審査機関の長は、審査結果に基づき、申請者に対して「認定証」を速やかに発行するものとする。

2 審査機関の長は、審査結果を審査機関内に保管するとともに、審査機関のホームページへ掲載またはその他の方法により、関係機関へ周知することとする。

（自主管理と品質確保）

第11条 事前審査制度により混合物の認定証の発行を受けた混合所は、混合物の製造に関して適切な自主管理を行い、混合物の品質確保を行うものとする。

（不合格の再審査）

第12条 申請者は、審査で不合格となった混合物について、本要領第7条以降の手続きにより再申請を行い、審査を受けることができる。なお、確認試験結果のみが不合格となった場合には、1度に限り再試験を受けることができる。

（認定証の有効期間）

第13条 認定証の有効期間は、発行日から1年間とする。

2 有効期間中に、次に示す変更が生じた場合には、新たに申請を行うものとする。この場合、混合所は、変更が生じる当日までに認定証を審査機関に返却しなければならない。

(1) 原材料の変更（ただし、同一規格のストレートアスファルトは除く）。

(2) 混合所の性状に影響を与える設備の新築・改築で、製造能力、ふるい方式、ホットビン、ミキサー、再生骨材ドライヤー及び再生骨材製造設備等の変更。

(認定証の返却)

第14条 審査機関の長は、次の各号に該当する場合、認定証の返却の処置を行う。この場合に、返却処分となった混合所は速やかに認定証を審査機関に返却しなければならない。また、審査機関は混合所に返却の通知をしたときは、大分県に報告するものとする。

- (1) 認定証を発行した混合物の品質について、発注者及び施工者から疑義の申し立てがあった場合で、聞き取りまたは立入調査の結果、混合所に責任があり、かつ早急な処置又は改善が望めないと判定した場合。
- (2) その他、認定証の返却の必要があると審査機関の長が判定したとき。

(混合所への立入調査)

第15条 立入調査は、認定証の有効期間中に前条(1)号に該当する場合、審査機関の職員に大分県の担当者が同伴して行う。その際、大分県への派遣依頼は審査機関の長が行うものとし、立入調査の内容は次に示すもので、必要と判断される項目について行う。

- (1) 申請混合物の提出書類の再確認
- (2) 混合所設備及び試験室設備の調査確認
- (3) 使用材料の確認
- (4) 混合物の製造状況の確認
- (5) 申請混合物の抜取りによるサンプリング及び確認試験用供試体の作製立会
- (6) 申請混合物の確認試験用供試体等の確認
- (7) 確認試験用供試体の梱包、持ち帰り
- (8) その他、必要な確認及び立会

(改善通知)

第16条 審査機関の長は、第14条(1)号による調査結果において疑義の申し立てが認められ改善を必要とする場合、申請者に対し改善を文書で通知することができる。通知を行った場合は、遅延することなく大分県に報告しなければならない。審査機関は改善内容及び改善結果の確認を行うものとする。

(認定証の管理)

第17条 混合所は、混合物の出荷に際し、材料承認願いに添付する認定証(写)の発行を、管理簿等により適切に管理しなければならない。

(事前審査費用)

第18条 申請者は、審査機関が別途定める審査及び確認試験に要する費用を審査機関に支払うものとする。

- 2 申請者は、再申請に要する費用を審査機関に支払うものとする。

(大分県以外の事前審査制度)

第19条 大分県以外の県の事前審査制度において、アスファルト混合物事前審査制度検討委員会が公募し、国土交通省九州地方整備局長が指定した審査機関の発行する認定証を受けた混合物については、その認定証をもって本要領の認定証に替えるものとし、本要領による事前審査制度の申請を免除するものとする。

(その他)

第20条 本要領に定めのない事項は、大分県と審査機関が協議して定めるものとする。

(附則)

本要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表－1 審査対象混合物一覧表

使用場所	アスファルト混合物名称	最大粒径 (mm)	一般混合物				再生混合物			
			標準混合物		耐流動混合物		標準混合物		耐流動混合物	
			50回	75回	50回	75回	50回	75回	50回	75回
上層路盤	アスファルト安定処理混合物	40, 30	V-01	—	—	—	R-01	—	—	—
基層	粗粒度アスファルト混合物	20	V-02	V-02A	—	V-03A	R-02	R-02A	—	R-03A
表層	密粒度アスファルト混合物	20	V-04	V-04A	—	V-05A	R-04	R-04A	—	R-05A
		13	V-06	V-06A	—	V-07A	R-06	R-06A	—	R-07A
	細粒度アスファルト混合物	13	V-08	V-08A	—	—	R-08	R-08A	—	—
	密粒度ギャップアスファルト混合物	13	V-09	V-09A	V-17	V-17A	R-09	R-09A	—	—
		20	—	—	—	V-18A	—	—	—	—
	開粒度アスファルト混合物	13	V-10	V-10A	—	—	R-10	R-10A	—	—
	ポーラスアスファルト混合物	20	—	—	V-11	—	—	—	—	—
		13	—	—	V-12	—	—	—	—	—
透水性アスファルト混合物	13	V-13	—	V-14	—	—	—	—	—	

注1) 混合物種は、混合物記号により表示する。「V」は一般混合物を示し、「R」は再生混合物を示す。また、75回突固めの混合物は、末尾に「A」を示す。

注2) 同一記号混合物複数申請の場合の記号の付け方

使用するアスファルトが改質アスファルト等の場合は、混合物記号の末尾に「a」、「b」、「c」を付けて区分する。

ポリマー改質アスファルトⅠ型 : a

ポリマー改質アスファルトⅡ型 : b

その他 : c

例 : V-03Aa、V-03Ab

同じ混合物に対し、使用するアスファルトの製造者や骨材の種類及び生産者が異なる等の場合は、別途審査機関に協議すること。

注3) スラグ入り混合物申請の場合の記号の付け方

混合物記号に「s1」、「s2」、「s3」「ss」等を付けて区分する。(例: R-02s1、R-06ss)

s1: 鉄鋼スラグ

s2: 一般廃棄物焼却灰溶融スラグ

s3: 下水汚泥焼却灰溶融スラグ

ss: 上記スラグを複数組合せて使用する場合

注4) 表記以外の混合物申請の場合の記号の付け方

別途審査機関に協議すること。